

1. 地区内の緑地整備の方針

■ 景観形成の方針＝海への眺めに関する方針

国道134号沿道から海が望める視点場及び通景を維持・保全します。

■ 景観形成の方針＝緑化に関する景観形成に関する方針

松林の緑や、砂浜の海浜性植物群落は、湘南海岸の代表的自然環境の一つであり、砂防林の保全・公共施設の修景緑化・宅地内の緑化等を推進します。

■ 景観形成の方針＝地区施設の景観形成に関する方針

茅ヶ崎海岸の自然環境や眺望景観に調和し、景観形成の先導的役割を担う魅力ある地区施設（道路、緑地、公共施設等）を整備します。

■ 緑地整備の方針

- ・ 公的な場所からの眺望を維持・保全し海への眺望を保ってゆくため、眺望緑地として整備します。
- ・ 眺望緑地は、海岸の自然景観や自然環境との調和を優先し、地形・素材・植生などに配慮します。

■ 考え方

1. 国道134号からの海への眺望の確保が必要です。

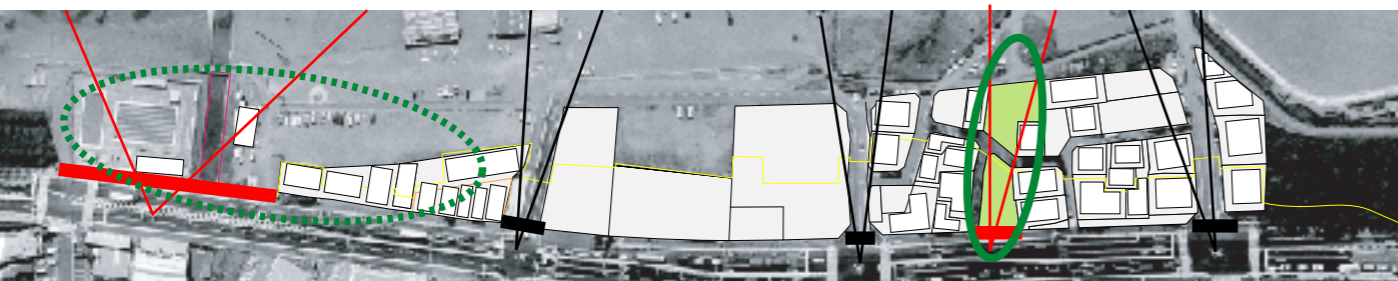
地区内の高度利用が進むと、下図のように民有地部分から海への眺望はなくなります。このため、A地区内の未占用地・C地区の県有地など、公的な場所からの眺望を維持・保全することで、海への眺望を保ってゆく必要があります。

(下図はA地区で1m、B地区で2mの壁面後退を行った場合の想定図です。)



将来の海への眺望予想 赤印の部分が海への眺望が確保されている場所です。

B地区高さ20m・その他高さ9m想定国道134号側立面図



2. 海岸の自然景観に配慮した良質な海岸景観の形成が必要です。

海岸の自然景観と調和した地区景観を形成するため、自然植生の再生を行い良質な海岸景観の形成を行う必要があります。

2. 公共空間の海への眺望に関する方針

■ 景観形成の方針＝海への眺めに関する方針

国道134号沿道から海が望める視点場及び通景を維持・保全します。

■ 景観形成の方針＝地区施設の景観形成に関する方針

茅ヶ崎海岸の自然環境や眺望景観に調和し、景観形成の先導的役割を担う魅力ある地区施設（道路、緑地、公共施設等）を整備します。

■ 景観形成の方針＝景観管理に関する方針

地区を美しく保つため、公共空間の利用についてルールをつくり、地区及び来訪者への周知を行います。

■ 公共空間の海への眺望に関する方針

- ・ 海へ向かう道路は、海への眺望を確保する空間として通景に配慮した整備をします。
- ・ また海への視線をさえぎる施設を極力設置しないようにします。設置する場合は配置や形状などに配慮します。

■ 考え方

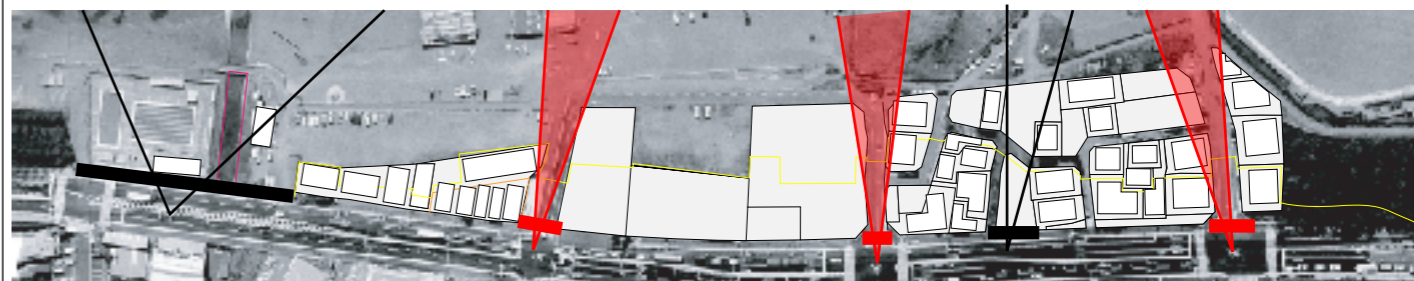
1. 国道134号からの海への眺望の確保が必要です。

左記同様に、地区内の高度利用が海へ向かう道路を、海への眺望点で位置づけ、眺望を維持・保全することで、海への眺望を保ってゆく必要があります。



将来の海への眺望予想 赤印の部分が海への眺望が確保されている場所です。

B地区高さ20m・その他高さ9m想定国道134号側立面図



(上図はA地区で1m、B地区で2mの壁面後退を行った場合の想定図です。)